

議案第51号

愛西市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

愛西市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年愛西市条例第41号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成24年12月3日提出

愛西市長 八木 忠 男

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法の改正に伴い、実費弁償の適用範囲に関する規定を改正する必要があるからである。

愛西市条例第27号

愛西市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

愛西市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年愛西市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「第100条第1項」を「第100条第1項後段（法第287条の2第7項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第3号中「第109条第4項、第109条の2第4項及び第110条第4項」を「第115条の2第1項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第4号中「第109条第5項、第109条の2第4項及び第110条第4項」を「第115条の2第2項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）」に改め、「議会の委員会の求めに応じ」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日から地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間におけるこの条例による改正後の愛西市証人等の実費弁償に関する条例第1条の規定の適用については、同条第2号中「第100条第1項後段（法第287条の2第7項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第100条第1項後段」と、同条第3号中「第115条の2第1項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第109条第5項（法第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。）及び第115条の2第1項」と、同条第4号中「第115条の2第2項（法109条第5項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第109条第6項（法第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。）及び第115条の2第2項」とする。